

令和6年度 予算審査特別委員会会議録（第2号）

令和6年3月11日（月曜日）
安平町議会議場（総合庁舎）

1 付託事件

No.	件 名
1	令和6年第2回安平町議会定例会 議案第39号 令和6年度安平町一般会計予算について
2	令和6年第2回安平町議会定例会 議案第40号 令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について
3	令和6年第2回安平町議会定例会 議案第41号 令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について
4	令和6年第2回安平町議会定例会 議案第42号 令和6年度安平町介護保険事業特別会計予算について
5	令和6年第2回安平町議会定例会 議案第43号 令和6年度安平町水道事業会計予算について
6	令和6年第2回安平町議会定例会 議案第44号 令和6年度安平町下水道事業会計予算について

2 出席委員（9名）

職 名	氏 名	職 名	氏 名
委員長	小笠原 直 治	副委員長	三 浦 恵美子
委 員	工 藤 秀 一	委 員	米 川 恵美子
委 員	鳥 越 真由美	委 員	
委 員	箱 崎 英 輔	委 員	内 藤 圭 子
委 員	高 山 正 人	委 員	梅 森 敬 仁

3 欠席委員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
委 員	田 村 興 文	委 員	工 藤 隆 男

4 委員外出席議員

職 名	氏 名
議 長	多 田 政 拓

5 説明のため出席した者の職氏名

(1) 町長事務部局

職名	氏名	職名	氏名
町長	及川 秀一郎	副町長	田中 一省
総務課長	木林 直樹	総務課参事	池田 恵司
政策推進課長	渡邊 匡人	政策推進課参事	山口 崇
税務住民課長	奥田 浩司	税務住民課参事	
産業振興課長	森池 和哉	建設課長	塩谷 慎嗣
建設課参事	伊藤 富美雄	健康福祉課長	阿部 充幸
健康福祉課参事	小坂橋 憲仁	水道課長	
水道課参事	谷村 英俊	総合支所長	大窪 好己
商工観光課長	村上 純一		

(2) 教育委員会事務部局

職名	氏名	職名	氏名
教育長	種田 直章	教育次長	永桶 憲義
教育委員会参事	佐々木 英生		

(3) 監査委員

職名	氏名
代表監査委員	小川 誠一

6 議会事務局出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	木林 一雄		

会 議 の 顛 末

◎ 委員長挨拶

[委員長起立]

- 委員長（小笠原直治君） それでは予算審査特別委員会の委員長を仰せつかった小笠原です。開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。このたび本特別委員会の委員長という大任をいただき、その職務の重さを実感しております。大変不慣れではございますが各委員の闊達で円滑な予算審査となりますようお願いし、簡単ですが挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。会議の前にご報告します。5番田村委員、6番工藤隆男委員より欠席の届け出がありますので報告します。

[委員長着席]

[開会・開議 午後3時10分]

◎ 開会・開議宣告

- 委員長（小笠原直治君） それでは只今より予算審査特別委員会を開会致します。只今の出席委員は9名であり、定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

◎ 説明員の召集

- 委員長（小笠原直治君） 初めに本委員会の説明員につきましては委員会条例第18条の規定により町理事者、代表監査委員及び各課長、次長、参事、局長の出席を求めていますのでご報告致します。
-

◎ 会議録署名委員の指名

○委員長（小笠原直治君） 次に会議録署名委員の指名方法についてお諮り致します。本特別委員会の会議録は後日町民の閲覧など公開の用に供するものがありますので、本委員会の会議録署名委員を会議規則第 123 条の規定を準用して委員長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（〔異議なし〕の声あり）

○委員長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。よって本特別委員会の会議録署名委員は、委員長において指名することに決定致しました。

それでは指名致します。

本特別委員会の会議録署名委員に

2 番 米 川 恵美子 委員

9 番 内 藤 圭 子 委員 を指名致します。

◎ 審査日程の決定

○委員長（小笠原直治君） 次に付託事件の審査に入る前に日程及び審査方法について協議致します。お諮り致します、本特別委員会の審査日程は本日 3 月 11 日から 13 日までの 3 日間とし、特別職が公務のため不在となる 12 日午前は休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定致しました。

◎ 審査の方法

○委員長（小笠原直治君） 次に審査の方法についてお諮り致します。審査の方

法は一般会計、各特別会計及び水道会計ともに内容説明を受けた後、歳出から審査を行い歳出が終わり次第、歳入の審査を行うことにしたいと思いません。また、質疑の方法は一般会計の歳出については議会費のように少ない事業費目については款ごとに、総務費などの事業費目の多い款についてはそれぞれページごとに質疑を行うこととし、歳入についてはページごとに質疑を行うことにしたいと思います。特別会計についても一般会計と同様に質疑を行うこととし、水道及び下水道会計については収益的支出、収益的収入、資本的支出、資本的収入の順にページごとに質疑を行い、各会計とも最後に総合的な質疑を受け、討論を行った後、採決を行いたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(小笠原直治君) 異議なしと認めます。よってそのように進めさせていただきます。尚、審議にあたりまして皆さんにお願いします。質疑は会議規則等に基づき議題外にわたらないように、且つ簡潔に行われますようお願いいたします。理事者側の答弁もそのようにお願いします。

◎ 令和6年第2回安平町議会定例会 議案第39号

○委員長(小笠原直治君) それでは本委員会に付託された議案第39号、令和6年度安平町一般会計予算についてを議題と致します。説明を求めます。尚、説明に時間を要すると思しますので着座のまま説明をしてくださるようお願いいたします。

[田中副町長挙手]

○委員長(小笠原直治君) 副町長。

○副町長(田中一省君) 議案第39号朗読。

議案第39号

令和6年度安平町一般会計予算について

令和6年度安平町一般会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和6年度安平町一般会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

令和6年度安平町一般会計予算書をお開き願います。

令和6年度安平町一般会計予算

令和6年度安平町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,522,548千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費、負担金補助及び交付金(退職手当組合負担金)に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月7日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和6年度安平町一般会計予算について提案説明致します。令和6年度の

歳入歳出総額は、95億2254万8000円、対前年度比11億9553万7000円、14.4%の増となり、町民センター施設改修工事の実施が主な要因の一つと言えます。本予算の概要ですが、予算書7ページから9ページの「歳入歳出予算事項別明細書」をご覧ください。まず、歳入において前年度比で大きなものを説明しますと、1款町税は固定資産税の滞納繰越分の減額などにより前年度比マイナス7127万円、3.2%の減。12款地方交付税は地域おこし協力隊活用事業の増加による特別交付税の増などを見込み前年度比7501万1000円、3.1%の増。16款国庫支出金は町民センター施設改修工事に係る国庫負担金の増額などにより前年度比4億7277万円、64.4%の増。20款繰入金は、財政調整基金繰入金の増額などにより前年度比2億5910万4000円、32.6%の増。23款町債は町民センター施設改修工事に係る教育施設債の借り入れの増などにより前年度比3億8194万8000円、91.1%の増となっています。また、歳入予算の構成割合につきましては、依存財源である地方交付税が歳入全体の約26%を占め、自主財源の町税は約22%の構成比となります。次に歳出9ページをご覧ください。歳出における大きなところでは、8款土木費は下水道事業会計補助金の増などにより前年度比1億7370万8000円、16.8%の増。10款教育費は町民センター施設改修工事の実施などにより前年度比9億7417万4000円、84.7%の増。11款公債費は災害対策債の償還終了などにより前年度比マイナス7840万4000円、7.6%の減。災害復旧費は河川災害復旧工事の終了などにより前年度比マイナス8166万9000円、100%の減となっています。また、性質別歳出では、人件費が13億5135万1000円、前年度比マイナス2558万1000円、1.9%の減。扶助費は4億1189万1000円、前年度比マイナス112万5000円、0.3%の減。普通建設事業費は17億9971万5000円、前年度比10億9595万2000円、115.7%の増。災害復旧事業費は0円、前年度比マイナス8166万9000円、100.0%の皆減となっています。

それでは歳出から説明致しますので74ページをお開きください。1款議会費は対前年度比104万1000円、1.8%の増で、前年度とほぼ同様の内容となっていますが、76ページ、(2) 議会運営経費、17節に議場用関連備品として議場椅子の更新費用を計上しています。以下、歳出の説明は説明欄の事業別にその概要を説明します。78ページ、2款総務費は対前年度比5820万9000円、5.7%の増となります。1項1目一般管理費(1) 表彰者等選考委員会運営経費は、6名の委員、次の(2) 特別職報酬等審議会運営経費は、7名の委員のそれぞれ報酬及び費用弁償で、79ページにまたがる、(3) 表彰等経費は、町政功労者及び各功績者の方への表彰者記念式典の経費を計上するもの、(4) 職員研修経費は、人材育成基本方針に基づき職員研修を実施するものです。80ページにまたがる(5) 情報公開経費は、5名の委員の報酬、費用弁償で、(6) 訟務経費は、説明欄に記載のとおり、(7) 行政改革推進委員会運営経費は、5名の委員の報酬、費用弁償です。81ページにまたがる(8) 雇用対策事業は、ワークシェアリングとして13名の会計年度任用職

員経費を計上していますが、議案第29号で条例改正したとおり勤勉手当の支給により増額となっております。82ページ、(9)庁舎事務機器経費は、コピー用紙等の一般事務用品及び複写機使用料などで、その他については、説明欄に記載のとおりです。84ページにまたがる(10)その他一般管理経費は、ふるさと納税システム運用業務委託料の計上などですが、ふるさと納税の減額計上により前年度比で約5451万6000円の減額となっております。12節、職員採用試験業務委託料は、戦略的な人材採用手法による職員募集などを継続実施するもの、その他については、説明欄に記載のとおりで、(11)職員懲罰委員会経費は、外部審査員2名の謝礼の計上です。85ページにまたがる2目電子計算費(1)防災行政情報告知ネットワーク構築事業から91ページにまたがる(14)社会保障・税番号システム運用経費は説明欄に記載のとおりです。92ページにまたがる3目出納管理費は出納事務経費の計上で、93ページにまたがる4目財政管理費は財政事務及び契約事務経費の計上。94ページにまたがる5目職員厚生管理費は職員の健康管理経費や福利厚生経費を計上するもの。95ページにまたがる6目文書広報費は広報事務経費の計上です。95ページ、7目財産管理費(1)財産管理事務経費は説明欄に記載のとおりで、96ページにまたがる(2)公用車管理経費、17節車両は軽貨物EV車1台を購入するもので、その他は説明欄に記載のとおりです。99ページにまたがる(3)庁舎管理経費、17節庁舎管理備品は、近年本町においても増えつつある「不当要求行為等」の対応内容を正確に記録、保存するため、住民対応を行う相談室・会議室にカメラ付き録音装置の配置と管理職の電話機に通話録音装置を取り付け、業務の公正かつ適正な執行を確保するため整備するもので、その他は説明欄に記載のとおりです。101ページにまたがる(4)町有施設管理経費、14節町有施設照明LED化工事は、ときわ公園などのLED工事を行うもの。公共施設解体工事は企業向け住宅解体工事等を行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。102ページにまたがる(5)福祉バス運行経費及び(6)町有施設再活性化事業、8目自治会館施設費及び103ページにまたがる、9目地方振興費はいずれも説明欄に記載のとおりです。105ページにまたがる10目企画費(1)地域公共交通対策事業、18節地域公共交通二種運転免許取得費助成金は、新たに2種免許取得するものに対し費用を助成するもの、地域公共交通維持確保ハイヤー運賃等助成金は、ハイヤー運賃の半額助成するもの、いずれも継続事業で、その他については説明欄に記載のとおりです。106ページにまたがる(2)企画調整事務経費から(3)広域行政事務・事業経費は、説明欄に記載のとおりで、(4)デマンド交通運行事業は、18節デマンド交通運行事業補助金は、交通不便地域の解消や商店街の賑わい活性化等を目的とし、安平町商工会が主体となっているデマンド交通運行協議会に対し、運行費用等のほか、スマホ予約者を対象とした無料乗車キャンペーン等を実施する費用への補助を行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。107ページ、(5)町民参画

推進事業経費は委員12名の報酬及び費用弁償の計上、(6)総合計画策定事務経費は、未来創生委員会委員14名の報酬と費用弁償、外部有識者謝礼の計上で、(7)地域おこし協力隊活用事業は説明欄に記載のとおりです。108ページにまたがる(8)まちづくりファンド積立金はふるさと納税に伴う寄付金の積立で、(9)男女共同参画推進事業は説明欄に記載のとおりです。109ページにまたがる11目まちづくり推進費(1)コミュニティ運動経費及び(2)ふるさと会事業経費(3)自治振興事業経費は説明欄に記載のとおりです。112ページにまたがる(4)定住促進事業、18節民間賃貸共同住宅等建設支援事業助成金は、子育て世代向けの住まいを確保するため、民間賃貸アパートの建設者に対して助成するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。113ページ、(5)基金造成事業(ふれあい基金)は、地域住民の一体感の醸成と地域振興を図る事業を実施するため、合併特例債を活用し基金として積立しているふれあい基金の利子分の積立、(6)まちづくり事業支援交付金事業は、町民のまちづくりへの積極的な参加を促すことを目的とし、団体等が自主的に行うソフト事業、ハード事業に対して、ともに8/10以内の支援を行うもの。(7)地域活性化起業人活用事業は説明欄に記載のとおりです。115ページにまたがる(8)地区別計画協働づくり事業は、地域コミュニティの再生に向けて、地域課題の共有と解決に向けた取組を展開する地区別計画(協働実行プラン)を策定・実践するための事業で、安平地区は2年目となる実践活動、遠浅地区はプラン策定活動を通じて両地区の協働体制の構築を行うものです。12目交通安全対策費から117ページ、14目公平委員会費までは説明欄に記載のとおりです。15目財政調整基金費(1)市町村備荒資金組合納付金は説明欄に記載のとおり、(2)財政調整基金積立金は、基金利子分の積立で、(3)まちづくり基金積立金は、ふるさと納税などによる寄付金の積立です。118ページ、(4)産業づくり基金積立金は、ふるさと納税による寄付金及び立木売払収入並びに森林環境譲与税相当分の積立で、(5)ひとづくり基金積立金は、ふるさと納税による寄付金を積立とするものです。16目諸費は説明欄に記載のとおりで、119ページにまたがる17目国民保護対策費は、委員16名のうち支給対象者6名分の報酬、費用弁償の計上です。2項1目税務総務費(1)固定資産評価審査委員会は、3名の委員の報酬、費用弁償で、120ページにまたがる(2)税務事務経費は説明欄に記載のとおりです。121ページにまたがる2目賦課徴収費から123ページにまたがる4項1目選挙管理委員費までは説明欄に記載のとおりで、知事・道議会議員選挙費は廃目となります。125ページにまたがる5項1目統計調査総務費は説明欄に記載のとおりで、126ページにまたがる2目各種統計調査費は、家計構造調査及び農林業センサス等に係る経費を計上するもので、127ページにまたがる6項監査委員費は説明欄に記載のとおりです。128ページ、3款民生費は対前年度比2521万7000円、1.8%の増で、128ページにまたがる1項1目社会福祉総務費(1)社会福祉事務経費、7

節は地域福祉総合検討推進会議委員への謝礼で、その他については説明欄に記載のとおりです。129ページ、(2) 社会福祉団体等補助金は社会福祉協議会への補助金で、130ページにまたがる(3) 福祉扶助経費は説明欄に記載のとおりです。(4) 国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険税軽減分及び保険者支援分等の繰り出しで、(5) 地域福祉推進事業経費、18節地域支え合い活動推進交付金は、住み慣れた地域で安心した暮らしができるよう、地域住民の参加と協力による支え合い、助け合いによる地域福祉の推進に取り組む自治会、町内会、ボランティア団体等に事業メニューごとに1事業に対する交付金を2万円ずつ増額交付するもので、ボランティア資格取得支援事業助成金は、福祉を支える人材の育成・確保のため、町民が福祉ボランティアなどの資格を取得するに当たって必要となる経費を支援するものです。19節は安平町地域公共交通を利用し医療機関などへの通院及びまちなか等への買い物をする高齢者・しょうがい者等の負担を軽減するため、共通回数券を交付するものです。131ページにまたがる(6) 医療給付ポイント還元事業は、ひとり親家庭等医療費助成、子ども医療費助成及び重度心身しょうがい者医療費の対象者で期間内に助成を一度も受けなかったものに対し行政ポイントを付与するもので、2目国民年金事務費は説明欄に記載のとおりです。132ページにまたがる3目民生委員費(1) 民生委員協議会経費は民生委員協議会の活動費交付金の計上で、(2) 民生委員協議会事務経費は説明欄に記載のとおりです。133ページにまたがる4目社会福祉施設費は、憩の家、創作研修館、かしわ館及びふれあい交流館「みなくる」などに係る管理運営経費で、14節追分社会福祉協議会改修工事はエアコン設置工事費などの計上。その他については説明欄に記載のとおりです。134ページにまたがる5目ぬくもりセンター施設費、14節ぬくもりセンター施設改修工事は駐車場のアーチ屋根防水工事費の計上。ぬくもりの湯設備改修工事は、特殊浴室の改修事業でユニットバスへの切り替えとあわせ車いすを利用している方でも入浴できるリフト付シャワーキャリーを設置するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。135ページにまたがる6目ひとり親家庭等医療費から136ページ、8目重度心身しょうがい者医療費までは道補助事業の福祉医療に係る事務費及び各医療費助成経費です。9目高齢者福祉費(1) 高齢者福祉事務経費及び137ページにまたがる(2) 高齢者団体等補助金は説明欄に記載のとおりです。(3) 高齢者支援事業、12節生活支援事業委託料は、通院移送車運行、外出支援サービス及び除雪サービス等に係るもので、緊急通報システム通信受信業務委託料は、緊急通報システム165台の通信受信業務です。18節高齢者交流事業交付金は、敬老会開催交付金などで、住民福祉活動交付金は、町内会やボランティア組織による高齢者宅の訪問活動等の助成で、見守り・啓発事業交付金は、高齢者との交流活動に対し助成するもので、住民福祉活動交付金及び、見守り・啓発事業交付金については、1事業に対する交付金を5万円から7万円に増額しております。138

ページにまたがる、19節は70歳以上の高齢者で介護保険の対象者を除き、自宅に入浴施設のない方に助成するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。(4)長寿祝金等支給事業は、喜寿154名、米寿56名、白寿6名、百寿4名を予定しており、(5)高齢者福祉施設保護措置事業費は、苫小牧市の養護老人ホーム入居者1名分の委託料です。(6)北海道後期高齢者医療広域連合経費は、後期高齢者医療等の負担金で、(7)後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、後期高齢者保険料の低所得者軽減分の基準内繰り出しです。139ページにまたがる10目高齢者福祉施設費(1)高齢者施設管理運営経費は、ぼっぼ苑、は一と苑の管理運営経費で、14節エアコン設置工事は近年の気温上昇に備え、クールシェルターとしても利用できるよう休憩室や食堂など共有スペースに設置するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。(2)しのめ交流館管理経費は説明欄に記載のとおりで、141ページにまたがる(3)認知症グループホーム改修事業は、グループホームさかえのウォシュレット便座の取替工事を行い、(4)デイサービスセンター改修事業は、デイサービスセンターサクルの多目的室にエアコン設置等を行うものです。11目介護支援費(1)介護保険事業特別会計繰出金は、介護給付費及び職員人件費分等の基準内繰り出しで、(2)在宅福祉事業、12節は寝具洗濯乾燥消毒サービスで、19節福祉用具購入費助成金は、歩行用の杖、シルバーカー、風呂用マットの購入助成するものです。142ページにまたがる(3)在宅介護支援センター運営経費は、夜間、祝祭日の緊急時における高齢者の相談体制を民間事業所に委託するもので、(4)介護保険利用者負担軽減措置助成事業は、社会福祉法人が低所得者に行う介護施設や通所介護の利用料軽減分に対し助成するものです。(5)権利擁護人材育成事業は、東胆振圏域における成年後見支援センター広域化に伴い苫小牧市社会福祉協議会に中核機関を設置するための事業として実施するもので、(6)安平町SOSネットワーク事業は、徘徊が見られる認知症の高齢者等が行方不明になった際に、各関係機関及び協力員と地域を結ぶネットワークにより早期に発見、保護することで、行方不明者の生命を守ることを目的とするものです。(7)介護職人材育成・確保対策助成事業、12節介護人材確保支援事業委託料は、介護職として働く意欲がある方の資格取得から事業所とのマッチング、就職にいたるまでのプロセスを人材派遣会社等に業務委託し、介護職員の育成・定着を行うために実施するものです。143ページにまたがる18節介護職人材育成・確保対策交付金は、介護事業所の人手不足の解消と追分高校生及び町内に在住する高校生の就職支援を兼ね、専門学校等で人材育成を行い、地元の介護事業所に就職していただき、人材不足を解消しようとするものですが、新たに対象範囲を18歳以上に拡大し実施するもの。外国人介護職人材確保事業助成金は、介護事業所における外国人介護技能実習生等の受け入れ費用について補助を行うことで介護サービスの安定した供給を図るものです。(8)介護保険施設入所者入院給付費助成事業は、安平町に

おける介護事業所の入所者が入院した場合において給付費の対象とならない期間について町が独自に助成を行うものです。（9）介護人材確保・育成対策事業は、地域おこし協力隊事業等を活用し、介護人材の確保・育成を行うもので、144ページ、18節介護支援専門員業務支援事業負担金は、厚真町社会福祉協議会との連携により、当町の介護人材不足に対応するものです。12目しょうがい者福祉費（1）しょうがい者福祉事務経費は説明欄に記載のとおりで、145ページにまたがる（2）しょうがい者自立支援事業経費、19節しょうがい者自立支援費は、しょうがい者の利用するヘルパー、障害者支援施設に係る給付、車椅子、補聴器などの補装具の購入及び修理費に係る給付で、地域生活支援費は、しょうがい者の外出支援、日中一時支援、入浴支援などに係る給付、しょうがい者医療費給付費は、更正医療、療養介護医療に係る給付で、その他については説明欄に記載のとおりです。（3）しょうがい者等交通費助成の特定疾患通院交通費扶助は、特定疾患医療受給者証を所持されている方の通院に係る公共交通機関乗車料金の半額を助成するもので、しょうがい者通所等交通費扶助は、自立支援医療受給者等の通所、通院に係る公共交通機関乗車料金の半額を助成するものです。146ページ、（4）障害者相談員設置事業は身体障害者相談員1名と知的障害者相談員1名の謝礼等で、（5）障害支援区分認定審査事業は、東胆振3町障害支援区分認定審査会の共同設置に伴い、輪番制により令和6年度から3年間安平町が事務局となることから、その運営経費を計上するもので、費用は3町の負担金としてそれぞれ均等割及び審査件数割で清算することとなります。147ページにまたがる2項1目児童福祉総務費（1）児童福祉事務経費は説明欄に記載のとおりで、（2）子ども・子育て会議運営経費は委員16名の報酬及び費用弁償の計上です。148ページにまたがる（3）日本型CFCI実践事業は、日本ユニセフ協会主催による子どもの権利条約を具現化する活動「子どもにやさしいまちづくり事業」を検証するものですが、フォーラム参加に係る旅費等を計上しています。（4）要保護児童対策地域協議会運営経費は、要保護児童の送致や担当者会議などに係る旅費の計上で、2目保育所運営費は他町への保育所入所に係る委託料です。149ページにまたがる3目子育て支援費（1）児童館運営経費は、早来児童センター、追分児童館に係る指定管理委託料等の計上で、150ページにまたがる（2）子ども発達支援事業費は、早期療育事業に係る経費で説明欄に記載のとおりです。151ページにまたがる4目認定こども園等運営経費（1）認定こども園等運営経費、18節子どものための教育・保育給付費負担金は、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費等で、園児数に応じ国、道、町で応分の負担をするもの。児童福祉複合施設管理運営経費負担金は、おいわけ子ども園施設内に開設している早期療育に係る電気料等の負担金で、認定こども園運営費等補助金は、入園児の処遇向上、健康管理や職員研修事業、給食費軽減補てん事業に対する補助金、特別支援教育推進補助金は、しょうがい児特別保育認定児に対する補

助金で、子ども・子育て支援事業補助金は、延長保育、一時あずかり保育、子育て支援センター運営経費に対する補助金、保育教諭確保事業補助金は、不足している保育教諭を確保するため、無資格者の資格取得の支援や人材バンク利用料を補助するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。152ページ、5目児童手当費は説明欄に記載のとおりです。153ページ、4款衛生費は対前年度比6313万7000円、12.7%の増で、1項1目地域保健費（1）救急医療体制業務の救急医療啓発普及事業負担金は、1市4町の1次医療圏として休日夜間医療に係る苫小牧医師会への負担金で、広域救急医療対策事業負担金は、1市4町による2次医療圏として休日夜間の高度な救急医療に係る負担金で、小児救急（二次）医療支援事業負担金も同様に1市4町の負担金です。（2）地域保健推進経費、7節行政ポイントは各種保健事業の利用などにより付与するもので、154ページ、10節修繕料はあびら追分クリニックの屋上修繕等を行うもの。18節看護師等雇用確保助成金は、新たに看護師及び歯科衛生士を雇用した町内医療機関に対する助成金。専門医確保助成金は整形外科、小児科などの専門医の確保に対する助成金。155ページ、かかりつけ医確保助成金は、かかりつけ医の確保、整形外科、小児科などの専門医の確保に対する助成金、医療機器等購入費助成金は、外来診療強化のための医療機器等の購入や更新を実施する医療機関に対して助成を行うもの、町外通院移送車運行支援助成金は、町内患者の利便性の向上のため、第二次医療圏の医療機関との間において移送車を運行する医療機関に対して助成をするもので、その他については説明欄に記載のとおりです。156ページにまたがる2目予防費（1）健康診査事業及び157ページにまたがる（2）健康教育事業は説明欄に記載のとおりで、158ページにまたがる（3）予防接種事業、18節インフルエンザ予防接種料助成金は、接種日時点で65歳以上の方、高校生以下の方を対象に予防接種料金を助成するもので、風しん予防接種助成金は、妊娠初期における風しんの罹患による出世児の先天性風しん症候群を予防するため、妊娠中の女性とその配偶者を対象に予防接種料金の半額を助成するもの。成人用肺炎球菌予防接種料助成金は65歳以上で前回の予防接種から5年以上経過している方を対象に自己負担金が3000円に消費税相当額を加えた額となるよう助成するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。（4）新型コロナウイルスワクチン接種対策事業は、前月の3月分に係る経費などの計上で、22節は令和4年度新型コロナウイルス接種体制確保及び接種対策事業費国庫負担金の実績報告による償還金の計上です。159ページ及び160ページにまたがる3目母子保健費、17節健康管理用備品は、幼児健診で眼球の屈折検査を行う際にビジョンスクリーナーという検査機を用いて眼球の写真を撮影することで斜視や視力の問題を発見することができるため、従来の検査方法よりも早期に疾患を発見し、治療の成果が上がりやすくなることから新たに導入するもので、19節特定不妊治療費助成は北海道知事公約として安平町でも実施する事業であります。子育て

世代に選ばれる町としての少子化対策として、子供を望んでも授からない町民の夫婦が行う保険適用外である先進的な一般不妊治療及び生殖補助医療にかかる治療費を助成する事業であります。安平町は1回につき20万円まで独自助成として実施するもの。その他については説明欄に記載のとおりです。162ページ及び163ページにまたがる4目霊場費は、斎場・墓地に係る管理経費を計上するもので説明欄に記載のとおりです。5目環境衛生費(1)公衆トイレ管理経費は、追分地区旧交通公園横のトイレに係る管理経費で、164ページにまたがる(2)環境美化事業、18節はごみボックスの購入費5基分と修繕費助成金の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。(3)環境衛生事業経費は狂犬病予防接種に要する費用と居所不明者の所有地に係る草刈り経費で、12節ゴミ収集業務委託料は高齢者を中心に家庭ごみの個別収集を行うものです。165ページにまたがる(4)環境衛生事務経費、19節有料ごみ袋子育て世帯負担軽減措置事業扶助は、3歳未満の乳幼児の保護者、要介護3以上と認定された高齢者等を在宅で介護する者で、生活支援事業を利用している介護者に対して月10枚、年120枚のごみ袋の支給を行うものです。(5)合併処理浄化槽設置整備補助交付事業は、公共下水道事業区域外の生活雑排水対策として、公共下水道の恩恵を受けられない地域のため、合併浄化槽の設置費用等の一部を助成するもので、合併処理浄化槽設置整備補助金は合併処理浄化槽7人槽5基分を計上。また、水洗化等改造補助金は6基分を計上するものです。166ページにまたがる(6)新エネルギー事業経費は説明欄に記載のとおりです。(7)脱炭素化事業、12節地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定業務委託料は、安平町として本年1月に安平町ゼロカーボン推進協議会の設置、ゼロカーボンシティ宣言の表明も行い、今後更なる事業を推進していくため法に基づく計画を策定するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。167ページ、(8)災害廃棄物処理計画策定事業は、平成30年北海道胆振東部地震時に作成した災害廃棄物処理実行計画を踏まえ、災害発生時の廃棄物処理をどのように効率よく処分するかを明確化し計画を策定するもの。(9)保護猫活動支援事業は、動物愛護活動としてNPO法人の野良猫を減らす活動への支援を行うものです。6目公害対策費(1)公害対策事務経費、7節は不法投棄防止パトロール等の13名の環境マスターへの謝礼で、その他については説明欄に記載のとおりで、(2)環境検査経費はゴルフ場流末の小河川、企業の放流水及び産業廃棄物処理場予定地の水質検査等各種検査に係る経費です。168ページにまたがる(3)空家対策事務経費は、空家対策協議会委員8名の報酬及び費用弁償と担当者会議等の普通旅費の計上で、12節は空家の流通の促進や空家発生予防を図るために各専門家の相談員による個別対応とする空家相談会を開催するもの。18節は安平町内の空家住宅を購入や賃貸のためリフォームする場合などに助成金を支給するものです。169ページにまたがる7目保健センター管理費は説明欄に記載のとおりで、170ページにまたがる2項1

目衛生組合費は安平・厚真行政事務組合の経費で詳細は予算資料をご参照願います。2目し尿組合費は、胆振東部日高西部衛生組合の経費で詳細は同じく予算資料のとおり。3項1目水道費(1)水道事業会計繰出金は水道事業会計への補助金です。171ページ、5款労働費は対前年度比2万6000円、0.2%の増で、1項1目労働諸費及び172ページにまたがる2目労働会館施設費はそれぞれ説明欄に記載のとおりです。173ページ、6款農林水産業費は対前年度比1155万円、3.2%の増で、1項1目農業委員会費は174ページにまたがりありますが、農業委員に係る経費が主なもので内容は説明欄に記載のとおりです。175ページにまたがる2目農業総務費はそれぞれ説明欄に記載のとおりで、176ページにまたがる3目農業施設管理経費、14節はあびら交流センターの水洗化工事等を行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。4目農業振興費(1)クリーン農業推進対策事業経費から177ページ、(3)農業振興基金積立金までは説明欄に記載のとおりです。(4)生産振興対策事業経費、18節緑肥導入促進事業補助金は、土地利用型作物の連作による土壌病害虫の発生により、農地の生産力が低下し、収益性の安定化に支障を生じないよう対象緑肥作物を作付けした町内に1年以上在住する農業者及び農業法人に対して、事業費の4分の1以内を助成するもので、地域農業支援システム整備推進事業費補助金は、耕畜連携や農業機械等の共同利用等を行う農業団体等が地域の課題解決や活性化を図るために必要とする作業機械等の導入に対して、500万円を上限に2分の1を助成するもの。土壌分析推進事業費補助金はバランスの取れた土づくりと作物の安定生産を図るため、土壌診断費用1点あたり2分の1を補助するものです。178ページにまたがる(5)農業制度資金関係利子助成事業経費は説明欄に記載のとおりで、179ページにまたがる(6)鳥獣被害防止総合対策事業経費、18節狩猟免許申請手数料等助成金及びくくり罟購入費助成金は、新規狩猟者の育成と人材確保のために免許取得に係る支援などを行うものです。(7)環境保全型農業直接支援対策事業経費は事業実施に伴い国、道及び町がそれぞれ負担する経費を計上したもので、(8)経営所得安定対策推進事業経費、18節安平町農業再生協議会交付金は、経営所得安定対策の推進、関係機関との連携、戦略作物の生産振興や米の需給調整のために組織された安平町農業再生協議会の営農計画や各種交付申請受付事務、担い手の農地集積推進事業に対して交付金を交付するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。180ページにまたがる5目畜産業費(1)畜産関係団体等補助金の草地畜産基盤整備事業負担金は、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整えるために行う草地改良事業の町負担分を計上するもので、耕畜連携支援事業補助金は、酪農家の自給飼料確保強化と耕種農家の輪作体系改善を図るため、耕種農家にデントコーン作付けを委託した酪農家に助成を行うもの、優良黒毛和種繁殖牛導入事業補助金は、遺伝子情報の解析によりの確に後継牛を判断し繁殖牛群の高位平準化に努め、素牛市場における有利販売につなげ

るための遺伝子検査に対する経費助成として1頭あたり4000円を補助するもの。酪農・畜産特別対策事業補助金は、酪農畜産農家の基盤強化と経営安定を図るため、高位飼料生産に係る草地更新事業及び優良乳用牛導入保留に対して補助するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。181ページにまたがる(2)畜産事務経費及び(3)ホッカイドウ競馬協賛事業はいずれも説明欄に記載のとおりで、(4)公共牧場整備事業は旭陽牧場の草地整備事業に対する補助金の計上です。6目土地改良事業費(1)北海道土地改良事業団体連合会負担事業は説明欄に記載のとおりで、182ページから183ページにまたがりますが(2)土地改良事業費の、18節多面的機能支払交付金は、農業者及び地域住民が地域の農用地等の保全管理、農村環境の保全並びに農業用施設の軽微な補修等を行う活動組織に対して交付金を交付するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。184ページにまたがる7目安平川地区国営土地改良事業費は、追分地区の水田用水や畑地かんがい用水などの営農用水を確保する施設の維持管理経費を計上するものです。8目就農促進対策費(1)農業次世代人材投資事業、18節は後継者不足などにより農家数が減少していく中、農業以外の産業から就農に対して意欲のある方を発掘し農業の担い手を確保することを目的とし、農業経営を開始してから経営が安定するまでの5年間給付金を給付するもの、185ページにまたがる、(2)就農促進事業は説明欄に記載のとおりで、(3)新規就農者育成総合対策事業は、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入費用の支援をするもので、その他については説明欄に記載のとおりです。186ページにまたがる9目ダム管理費、10節修繕料は設備計画に基づく漏水計の修繕などで、その他については説明欄に記載のとおりです。187ページ、2項1目林業総務費、188ページにまたがる2目林業振興費(1)林業振興事務経費は説明欄に記載のとおり、(2)林業振興事業経費、18節造林推進事業補助金は森林育成事業として継続事業ではありますが、安平町のゼロカーボンの一環として造林後の下刈、保育間伐、野ねずみ駆除等に係る標準経費の10%を補助し、森林環境の循環促進を図るため負担を軽減するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。189ページにまたがる(3)町有林管理経費、13節は調査、地拵、下刈を実施するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。191ページ、7款商工費は対前年度比1811万9000円、8.3%の増で、1項1目商工業振興費(1)企業誘致推進事業経費は、192ページにまたがる12節は地方への「人・事業所・企業」の流れの促進に向け、首都圏等から地方へのサテライトオフィスに関心・検討を寄せる事業所や企業の誘致を図るため、誘致コンシェルジュの配置や企業とのマッチングから商談機会へと繋げる取組みを行うものです。(2)中小企業融資事業は説明欄に記載のとおりで、(3)仮設店舗設置事業経費は共同店舗用地の賃貸借料の計上です。193ページにまたがる(4)商工振興事業経費、18節経営強化促進補助金は、既存

商店を守っていくため既に営業を行っている事業者の創意工夫による経営基盤の強化や新たな取組を展開する事業に対して支援するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。194ページ、(5)安平町商工会補助金、18節安平町消費拡大地域活性化事業補助金は、物価高の影響による家計への負担軽減と地域経済の活性化を目指し、地域活性化プレミアム商品券の発行に係る経費を補助するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。196ページにまたがる(6)にぎわい交流館管理経費は、ラピアの維持管理経費の計上で、197ページにまたがる(7)工業団地等管理経費は説明欄に記載のとおりです。(8)チャレンジショップ事業、13節はトレーラーハウス設置場所の土地借上料の計上。18節チャレンジショップ事業補助金はチャレンジショップでの起業に必要となる設備や備品の整備に対する補助金で、その他については説明欄に記載のとおりです。198ページにまたがる(9)あびら起業家カレッジ事業は、町内に不足する業種等のビジネスモデルの提案や首都圏在住の起業創業希望者のマッチングを図る起業創業と移住を連動させた取組みを展開するものです。2目観光費、199ページ及び200ページにまたがる(1)道の駅運営事業経費、2節給料から4節共済費及び18節市町村職員福祉協会負担金は集落支援員であるベジステ専任職員に係る経費の計上で、12節道の駅指定管理料は、第2期指定管理期間の3年目に係る指定管理料、観光プロモーション業務委託料は、テレビ・ラジオ・雑誌などの各種メディアを活用した、安平町全体のプロモーション業務に係る委託料、文化遺産PR事業委託料は、道の駅のD51や近隣の文化遺産を活用し、回遊促進と経済波及を図る事業に係る委託料で、14節工事請負費は、道の駅正面駐車場区画線の上塗りと車両進行方向の路面標示の塗装や標識の設置、国道側出入口の車止めポール設置などの経費で、18節道の駅プロモーション事業交付金は、道の駅運営者が実施するプロモーションに対する交付金、道の駅交通警備負担金は公共施設としての負担金の計上、道の駅イベント事業交付金は道の駅の運営者による賑わい創出イベントに対する交付金で、直売所運営支援補助金はベジステの売上げ向上に向け、生産者協議会が実施する近隣市場調査や情報発信などの魅力向上事業に対する補助金で、その他については説明欄に記載のとおりです。201ページにまたがる(2)イベント経費及び(3)観光協会補助金は説明欄に記載のとおりで、(4)故郷産品開発奨励事業、18節地域ブランド化推進支援事業助成金は、地域資源等を活用した新たな特産品の開発や既存商品の付加価値向上の取組と道の駅で販売する商品開発に対する助成金、商品開発補助金は指定管理者が実施する道の駅メニュー開発に対する補助金です。202ページ及び203ページにまたがる(5)観光事業経費、12節回遊交流事業委託料は道の駅への来訪者を町内店舗等に誘引し、回遊交流を具現化する事業で、商品開発支援業務委託料は、地域の稼ぐ力を高めるため、地域資源を生かした商品開発に対して継続的に支援を行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。204ページ

ジにまたがる（6）物産館管理経費、14節物産館改修工事は老朽化に伴う室内間仕切りシャッター部材交換などの改修工事、3目道央新事業創出促進事業費は道央産業振興財団派遣嘱託職員に係る人件費見合い分の負担金の計上です。205ページ、8款土木費は対前年度比1億7370万8000円、16.8%の増で、206ページにまたがる1項1目土木総務費から207ページにまたがる2項1目道路橋りょう総務費までは説明欄に記載のとおりです。208ページにまたがる2目道路維持費（1）道路施設等維持管理経費及び（2）除雪対策経費は説明欄に記載のとおりです。209ページにまたがる（3）町道補修事業は早来市街の歩道修繕費及び道路施設長寿命化修繕計画に基づく総延長3100mの舗装修繕工事費の計上などで、210ページにまたがる3目道路新設改良費、12節は遠浅酪農2号線改良舗装事業の詳細設計委託料などの計上。14節追分市街4号線歩道新設工事は、震災により計画延伸になっていた追分市街2条線から追分小学校の正門へ続く町道の通学路対策及び交通安全対策として実施するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。4目橋りょう維持費、12節道路橋点検業務委託料は町道橋24橋の定期点検に係る経費を計上。橋梁修繕工事設計業務委託料及び14節は橋梁長寿命化修繕計画により鈴蘭橋の修繕設計及び上岡橋の修繕工事を行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。211ページにまたがる3項河川費、1目河川維持費は準用河川及び普通河川の維持補修及び二級河川の樋門・樋管の管理費で、10節修繕料は新生川護岸整備工事の計上、その他については説明欄に記載のとおりです。212ページにまたがる4項1目都市計画総務費、1節及び8節は委員10名の報酬及び費用弁償の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。213ページにまたがる（1）鹿公園管理経費、10節修繕料は鹿公園トイレ壁・屋根修繕工事を行うもの。214ページ、（2）ときわ公園管理経費、10節修繕料はキャンプ場内の階段改修工事を行うもの。14節はときわキャンプ場の防塵処理工事費の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。215ページ及び216ページにまたがる（3）町内公園管理経費、217ページにまたがる3目緑化推進費及び4目地籍調査費は説明欄に記載のとおりです。218ページ、5目公共下水道費は下水道事業会計への繰出金ですが、令和6年度からの公営企業会計への移行に伴い、繰出金から負担金、補助金となり内訳は説明欄に記載のとおりです。219ページにまたがる5項1目住宅管理費（1）公営住宅管理経費は説明欄に記載のとおりで、220ページ、（2）住宅リフォーム助成事業は住宅の安全性や居住性の向上を図り、移住、定住の推進と町民が安心して住み続けられる住まいづくりを進めるとともに、町内住宅関連事業所を中心とする地域経済の活性化を図ることを目的に、住宅リフォームに要する費用の一部を助成するもので、（3）住宅・建築物耐震化改修等事業は、所有者自ら居住の用に供している住宅で、昭和56年5月31日以前に着工された住宅の耐震診断を実施した場合、耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判

断された住宅の補強設計を実施した場合は対象経費の2/3、及び耐震改修工事を実施した場合は、対象経費の23%をそれぞれ上限金額に設定して補助をするものです。221ページにまたがる2目住宅建設費は説明欄に記載のとおりです。222ページ、9款消防費は対前年度比3966万2000円、12.3%の増で、1項1目消防組合費は説明欄に記載のとおりですが、消防本部庁舎建替事業経費及び消防操法訓練大会事業経費等が含まれています。詳細は添付の予算資料をご参照願います。2目災害対策費(1)防災会議経費は、委員17名のうち支給対象者6名分の報酬及び費用弁償の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。223ページ及び224ページにまたがる(2)防災対策事務経費は、安平町災害時備蓄計画に基づき、災害発生時の毛布や応急的な水、食料等の物資などを計画的に配置するもので説明欄に記載のとおり。(3)防災訓練事業経費及び(4)防災体制整備事業は説明欄に記載のとおりです。225ページ、10款教育費は対前年度比9億7417万4000円、84.7%の増で、1項1目教育委員会費は、教育委員4名の報酬及び費用弁償と教育長交際費などを計上。226ページ及び227ページにまたがる2目事務局費は説明欄に掲載のとおりです。3目義務教育振興費、228ページにまたがる(1)学校施設管理経費は、追分小・中学校及び早来学園に係る電気料、水道料、電話料などの共通経費の計上で、12節早来学園冷房設備改修実施設計業務委託料は、各教室にエアコンを設置するための設計費を計上。17節は追分小中学校の児童机及びイス、ホワイトボードを購入するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。229ページにまたがる(2)教育団体等補助金は各小中学校の関係団体等に係る負担金補助及び交付金で説明欄に記載のとおりです。(3)就学援助経費は、要保護、準要保護世帯分と特別支援教育就学奨励費の計上で、(4)教科書及び指導書購入事業は、説明欄に記載のとおりです。230ページにまたがる4目教育振興費(1)子供達と外国人との交流活動事業は外国語指導助手を活用した外国語活動を実施するもので、(2)教職員経費は教職員健康診断委託料及び人間ドック負担金の計上です。231ページから233ページにまたがる(3)教育振興経費は、学校健診やフッ化物洗口、教育支援委員会及び学校運営協議会に係る経費の計上で、(4)道立追分高等学校支援事業、12節は英会話講師の派遣、18節は町内進学者対象のJR利用定期代の全額補助や個人所有のPC端末の持込利用に対応した町内進学者対象の端末購入の支援などを行っています。234ページ及び235ページにまたがる(5)学校施設管理経費は説明欄に記載のとおりです。236ページにまたがる(5)教育魅力化推進事業、1節、2節、3節、4節及び18節には地域プロジェクトマネージャー導入事業に係る人件費が含まれており、12節施設管理業務委託料は現在別業務として委託しているコンシェルジュ業務と管理清掃業務の指示系統を一本化し防犯面や地域利用者の利便性を図るもので、その他については説明欄に記載のとおりです。5目教員住宅管理費及び237ページにまたがる6目スクールバス管理費

は説明欄に記載のとおりです。238ページ及び239ページにまたがる2項1目学校管理費(1)小学校管理経費は追分小学校の維持管理に係るもので説明欄に記載のとおりです。2目教育振興費は追分小学校に係る経費で説明欄に記載のとおりです。3項1目学校管理費は241ページにまたがりませんが、追分中学校の維持管理に係るもので説明欄に記載のとおりです。2目教育振興費は追分中学校に係る経費で説明欄に記載のとおりです。4項1目学校管理費は243ページまでまたがりませんが、早来学園の維持管理に係るもので説明欄に記載のとおりです。244ページにまたがる2目教育振興費は早来学園に係る経費で説明欄に記載のとおりです。5項1目社会教育総務費(1)社会教育委員会経費は15名の委員に係る報酬、費用弁償などの計上。245ページにまたがる(2)成人式開催経費から、247ページにまたがる(4)社会教育関係団体等補助金までは、いずれも説明欄に記載のとおりです。(5)社会教育総務経費、8節特別旅費は台湾交流事業に係る渡航費用の計上。18節台湾交流派遣事業負担金は現地の同行ガイド費用及びパスポート代行申請に係る費用などで、その他についてはいずれも説明欄に記載のとおりです。248ページにまたがる2目文化財保護施設費(1)文化財保護委員会運営経費は委員7名に係る報酬、費用弁償の計上で、(2)文化財保護施設事務経費及び(3)郷土資料館管理経費は説明欄に記載のとおりです。249ページ、(4)鉄道資料館管理経費は、道の駅あびらD51ステーションに併設する鉄道資料館の施設運營業務、SL車両整備や運行業務などの委託などの経費の計上。18節は柏が丘公園におけるミニSLの車両運行に係る交付金で、その他については説明欄に記載のとおりです。250ページにまたがる3目公民館費(1)公民館管理運営経費は説明欄に記載のとおりで、251ページ及び252ページにまたがる(2)公民館施設管理経費は、追分、安平、早来、遠浅の各公民館に係る経費で、251ページ、12節システム構築業務委託料は早来町民センター施設改修工事に伴い、施設管理の効率化を図るため、新たなセキュリティシステムの導入などに係る経費。14節町民センター施設改修工事は早来町民センターと被災した早来研修センターとしらかば合宿所を集約し、災害時の避難場所、防災備蓄品の保管庫、ボランティアや自衛隊等の災害支援活動の拠点となるよう改修及び耐震化工事を行うもの。追分公民館施設改修工事は債務負担行為により実施しているエアコン設置工事費等の計上です。252ページ、17節は町民センター施設改修工事に伴い、新たに備品を購入するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。253ページにまたがる(3)公民館図書購入事業は、1節は追分公民館図書室図書整理事務補助員各1名分の計上で、2節は追分公民館図書室図書司書員1名分の計上。3節、4節及び19節市町村職員退職手当組合負担金及び市町村職員福祉協会負担金は図書室の会計年度任用職員に係るもので、その他については説明欄に記載のとおりです。254ページ、6項1目保健体育総務費(1)スポーツ推進委員会運営経費は16名の委員に係る報酬、費用弁償の計上。(2)

社会体育団体等補助金は説明欄に記載のとおりで、255ページにまたがる（3）保健体育総務事務経費は職員の旅費及び諸会議負担金の計上です。2目生涯スポーツ振興事業費（1）生涯スポーツ振興事業、7節行政ポイントは健康寿命延伸事業参加者に対するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。256ページにまたがる（2）生涯スポーツ振興事務経費は説明欄に記載のとおりで、257ページにまたがる3目体育施設費は町内の体育施設の共通経費に係るもので説明欄に記載のとおりです。4目学校給食費は261ページまでまたがりませんが、学校給食センターの管理運営経費で、1節学校給食センター運営委員及び8節費用弁償は委員11名分の費用の計上で、2節は管理栄養士1名分の計上。3節、4節及び18節市町村職員退職手当組合負担金及び市町村職員福祉協会負担金は会計年度任用職員に係るものです。259ページ、10節修繕料は暖房用ヒートポンプの修繕など、260ページ、17節厨房備品は食器等の更新を行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。5目スキー場管理費は安平山スキー場及び安平山パークゴルフ場に係る経費で、（1）スキー場運営経費から262ページから264ページにまたがる（3）スキー場施設管理経費までは説明欄に記載のとおりです。6目町民プール管理費は説明欄に記載のとおりで、265ページにまたがる7目スポーツセンター管理費（1）多目的スポーツセンター施設維持管理経費は説明欄に記載のとおりです。（2）せいこドーム維持管理経費、14節は令和5年度に実施設計を行いました。温水プール天井の耐震化改修工事を行い脱落対策を講じるもので、その他については説明欄に記載のとおりです。267ページにまたがる8目野球場管理費は説明欄に記載のとおりです。268ページ、11款公債費は対前年度比マイナス7840万4000円、7.6%の減で、1項1目元金は定期償還分で、2目利子は償還利子及び一時借入金利子で説明欄に記載のとおりです。269ページ、12款給与費は270ページにまたがりませんが、対前年度比マイナス923万3000円、0.8%の減で、特別職3名と一般会計支給対象職員128名、再任用職員6名に係る人件費を計上しています。尚、給与費の明細につきましては273ページから278ページに掲載しています。271ページ、13款予備費は前年度と同額の計上となっています。272ページ、災害復旧費は廃款となりますが、対前年度比マイナス8166万9000円、100.0%の減となります。

引き続き歳入を説明致しますので10ページをお開きください。

1款町税、1項1目個人現年課税分は所得割の増により、対前年度比9535万1000円の増。滞納繰越分は滞納繰越見込額1671万6000円の徴収率20%程度を見込んでいます。11ページにまたがる2目法人、現年課税分は、法人税割の増により対前年度比1316万9000円の増で、滞納繰越分は滞納繰越見込額120万7000円の徴収率10%程度を見込んでいます。2項1目固定資産税は12ページにまたがりませんが、現年課税分は減価償却などにより、前年度比1億735万1000円の減。滞納繰越分は滞納繰越見込額6061万3000円の徴収率1%

程度を見込んでいます。2目国有施設等所在市町村交付金現年課税分は6年度分として通知のあった額を計上したもので、13ページ、3項1目軽自動車税種別割、現年課税分は、3か年平均で見込み、滞納繰越分は、滞納繰越見込額158万7000円の20%程度を見込んでいます。2目軽自動車税環境性能割は過去の実績から月平均で見込み、滞納繰越分は科目設定です。14ページ、4項1目町たばこ税は実績などから、前年度比345万9000円の増としたものです。5項1目入湯税は、令和4年4月から徴収開始した目的税で、安平町では鶴の湯温泉が該当になります。実績などから、前年度比8万9000円の減としたものです。15ページ、2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税は、揮発油税の42/100が町道の延長及び面積に応じ交付されるものですが、5年度までの決算見込みを勘案して前年度比で14万9000円、0.6%の増としています。2項1目自動車重量譲与税は、自動車重量税の407/1000を町道の延長及び面積に応じ交付されるものですが、同様に前年度比でマイナス12万6千円、0.2%の減としています。3項1目森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたもので、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用として毎年各自治体へ譲与されるもので、実績などから、前年度比240万2000円の増としています。16ページ、3款利子割交付金から23ページ、10款国有提供施設所在市町村交付金までは5年度までの決算見込を勘案してそれぞれ計上しています。24ページ、11款地方特例交付金の減収補てん特例交付金は5年度までの決算見込みを勘案して計上しています。新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は令和3年度から令和8年度までの間、固定資産税などの軽減措置による地方団体の減収を補填するために交付されるものですが、実績などから、廃項としています。25ページ、12款、地方交付税の、普通交付税ですが、国の地方財政計画における地方交付税の総額が18兆6671億円、前年度比で3060億円、1.7%の増となっています。普通交付税の新たな算定費目として「こども未来戦略」等に基づく地方公共団体の取組に係る財政需要と既存の算定費目のうち、こども・子育て政策に係る部分が統合され18歳以下人口を測定単位とするこども子育て費（仮称）が創設されました。令和6年度予算の算定にあたってはこれらを勘案し、前年度比で、1501万1000円、0.7%の増で、令和5年度の交付実績対比では、マイナス1億9451万7000円、8.6%の減となります。また、特別交付税は、実績及び対象事業の増加などを勘案し前年度比6000万円の増としています。26ページ、13款交通安全対策特別交付金は5年度決算見込から算出しています。27ページ、14款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金及び、2目衛生費負担金は説明欄に記載のとおりで、28ページにまたがる3目農林水産業費負担金は草地畜産基盤整備事業及び畑作等促進整備事業に係る受益者負担金の計上です。29ページ、15款使用料及び手数料、1項1目総務使用料、移住

促進住宅使用料は2戸分の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。2目民生使用料から37ページにまたがる、2項4目土木手数料までについては、説明欄に記載のとおりです。38ページ、16款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費負担金は、認定こども園運営に係るもので、39ページにまたがる児童手当負担金は説明欄に記載のとおりで、子育てのための施設等利用給付交付金は、預かり保育事業の無償化に伴う国庫負担分を計上しています。しょうがい者自立支援給付費等負担金及びしょうがい者医療費負担金は、事業費の2分の1をそれぞれ計上するもので、40ページ、保険基盤安定負担金は、国保基盤安定負担金保険者支援分として計上するもので、低所得者保険料軽減負担金は、介護保険料に消費税による公費を投入して低所得者の保険料軽減を行うものです。2目衛生費国庫負担金、母子保健事業費負担金は、記載のとおりで、災害復旧費国庫負担金は、廃目となります。2項1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金のマイナンバーカード交付事務費補助金は、マイナンバーカードの更hands続きに係る経費に対する補助金、地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、循環バス運行事業に対する補助金で、地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、路線バス等の地域間交通ネットワークと接続する地域内のバス交通運行に対して補助されるもので、41ページ、デジタル基盤改革支援補助金は、総合行政ネットワークシステム運用事業に係る標準化・共通化に係る経費に対し補助されるもの、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金は、電気自動車購入の際に補助を受けるものです。2節デジタル田園都市国家構想交付金は商品開発の支援や事業継承の促進事業への補助金です。3節社会保障・税番号制度システム整備費補助金は戸籍システム振り仮名対応等に係る補助金で、4節重点支援地方交付金は物価高騰の影響を受けた生活者の支援対策を行うため、地域活性化プレミアム商品券の発行に係る経費に充当するものです。2目民生費国庫補助金の地域生活支援事業費補助金は、日常生活用具の支給や成年後見制度利用支援等の補助金で、42ページにまたがる保育対策総合支援事業費補助金は、広域的保育所等利用事業などに対する補助金、地域子ども・子育て支援事業交付金は、子育て支援事業や放課後児童保育等に係る補助金です。3目衛生費国庫補助金、地域自殺対策強化交付金は、こころの健康相談事業などに対し交付されるもので、感染症予防事業費等補助金は、風しん抗体検査や予防接種費用などに対し対象経費の2分の1を計上するものです。43ページ、出産・子育て応援交付金は国が創設した妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援事業に対するもの。母子保健衛生費補助金は母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業、ビジョンスクリーナー購入費用などに対し交付されるものです。44ページにまたがる4目土木費国庫補助金は説明欄に記載のとおりです。6目教育費国庫補助金の教育援助費補助金は特別支援教育奨励金に係るもの、45ページにまたがる学校施設環境改善交付金は、温

水プール天井の耐震化改修工事に係る国費負担分として計上するもので、社会資本整備総合交付金は説明欄に記載のとおりです。農林水産業費国庫補助金及び災害復旧費国庫補助金は廃目となり、3項1目総務費委託金から46ページ、3目農林水産業費委託金までは説明欄に記載のとおりです。47ページ、17款道支出金、1項1目民生費道負担金の子どものための教育・保育給付費負担金は国庫負担金と同様で、48ページにまたがる児童手当負担金は説明欄に記載のとおりで、子育てのための施設等利用給付交付金はともに国庫負担金と同様です。しょうがい者自立支援給付費等負担金及びしょうがい者医療費負担金は事業費の4分の1を計上するもので、49ページにまたがる保険基盤安定負担金は説明欄に記載のとおりで、民生委員費負担金は民生委員活動費に対する負担金で、低所得者保険料軽減負担金は国庫負担金同様のもので、負担軽減に要する費用の4分の1を計上するものです。2目衛生費道負担金の保健事業費負担金は、健康教育、健康診査に対する負担金で、50ページ、養育医療費負担金は、国庫負担金と同様のもの。2項1目総務費道補助金の電源立地地域対策交付金は、小・中学校等の燃料費に充当するもの。地方創生推進交付金は移住支援事業に対する補助金です。51ページにまたがる2目民生費道補助金の地域子ども・子育て支援事業費交付金は国庫補助金同様に子育て支援事業や放課後児童保育等に対する補助金で、多子世帯保育料軽減支援事業は保育料の軽減に対する補助金。地域生活支援事業費補助金は国庫補助金同様の内容で対象経費の4分の1を計上するもので、医療的ケア支援事業費補助金は重度心身障害児のサービス利用時における看護師派遣に要する経費の補助金です。介護保険利用者負担軽減事業補助金は、低所得者のディサービスやショートステイの利用料の軽減等補助金で、52ページ、老人クラブ運営事業補助金は説明欄に記載のとおりです。権利擁護人材育成事業費補助金は成年後見支援センター広域設置負担金に対する補助金で、53ページにまたがる4節医療給付事業費補助金は説明欄に記載のとおりです。3目衛生費道補助金、妊産婦安心出産支援事業補助金は、妊婦健診等の際に、町外産科医療機関を受診した場合の交通費を助成する制度に対する補助金、出産・子育て応援交付金は国庫補助金と同様のもので、北海道不妊治療等助成事業補助金は、保険適用外の先進不妊治療に係る補助金に対し交付を受けるものです。54ページから57ページにまたがる4目農林水産業費道補助金から、3項3目土木費委託金までは説明欄に記載のとおりです。58ページ、18款財産収入、1項1目財産貸付収入から、59ページ、2目利子及び配当金は説明欄に記載のとおりで、2項1目不動産売払収入の町有地売払収入は、若草団地2区画分及びさつき団地近隣町有地の計上をしております。60ページ、立木売払収入及び2目物品売払収入は説明欄に記載のとおりです。61ページ、19款寄付金は指定寄付金にふるさと納税による寄付金を統合し、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税による寄付見込み、災害支援金等を計上しています。尚、統合により一般寄付金は廃目となります。62ページ、20款繰

入金、1項1目財政調整基金繰入金は本予算の財源調整で、2目減債基金繰入金は令和3年度借入の臨時財政対策債の令和5年度元利償還金に充当するものです。3目まちづくり基金繰入金は、公共施設のLED化事業、民間賃貸共同住宅等建設支援事業。地域医療提供体制維持費補助金交付事業や住宅リフォーム助成事業などに充当し、4目産業づくり基金繰入金は、生産振興対策事業や畜産関係事業、造林推進事業などに充て、5目ひとづくり基金繰入金は、新規就農対策事業や文化・スポーツ大会参加助成事業などに充当しています。63ページ、6目ふれあい基金繰入金は防災行政情報告知ネットワーク構築事業やうまかまつりの交付金などに充てるもので、7目地域雇用創出推進基金繰入金は瑞穂ダム管理経費に充てるものです。8目農業振興基金繰入金は農業振興資金貸付金として、9目育英基金繰入金は奨学資金給付事業、10目まちづくりファンド繰入金は、まちづくり事業支援交付金や地区別計画策定・協働体制構築事業に充て、2項1目特別会計繰入金の国民健康保険事業特別会計繰入金は、国保被保険者分のインフルエンザ予防接種助成等に係るもので、64ページ、介護保険事業特別会計繰入金は介護用品支給事業に係るものです。65ページ、21款繰越金は科目設定です。66ページ、22款諸収入、1項1目延滞金から3目過料までは科目設定で、2項1目労働福利厚生資金貸付金元利収入から67ページ、3目中小企業貸付金元利収入までは説明欄に記載のとおりです。3項1目衛生費受託事業収入は後期高齢者健診に係るもので、2目農林水産業費受託事業収入は土地改良区への技術支援に対する事業収入。3目土木費受託事業収入はフモンケ地区第1幹線排水路管理受託事業収入です。68ページにまたがる4項1目滞納処分費から4目弁償金までは科目設定。69ページにまたがる5目納付金は説明欄に記載のとおりです。71ページまでまたがる6目雑入、70ページの障害支援区分認定審査会負担金は、東胆振3町障害支援区分認定審査会の共同設置に伴う、3町の負担金で、71ページの、スポーツセンター指定管理者負担金は、指定管理者より管理施設に係る電気料及び電気工作物保安管理業務料分の納付を受けるもので、その他については、それぞれ説明欄に記載のとおりです。72ページ、23款町債、1項1目臨時財政対策債は国の地方債計画における増減率にあわせて交付実績対比で、54.3%の減とし、予算額対比ではマイナス2555万2000円、65.5%の減となります。2目総務債から73ページにまたがる5目教育債までは説明欄に記載のとおりで、災害復旧債は廃目です。続きまして6ページをお開きください。第2表地方債は町債の説明欄にある事業ですが、起債の目的、限度額については、臨時財政対策債1346万円、公共施設整備事業7810万円、防災支援施設改修整備事業4億5750万円、地域医療提供体制維持費補助事業3500万円、合併処理浄化槽設置事業220万円、道路施設長寿命化修繕事業4400万円、遠浅酪農2号線改良舗装事業3400万円、追分市街4号線改良舗装事業3500万円、橋梁長寿命化修繕事業1560万円、スポーツセンター整備事業5850万円、追分公民館整備事業2800万円、起債の方法、利率、償還の方

法は記載のとおりです。

以上、令和6年度安平町一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ95億2254万8000円とするものです。ご審議の程宜しくお願いいたします。

○委員長（小笠原直治君） ご苦勞様でした。

◎ 延会宣告

○委員長（小笠原直治君） お諮り致します。本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（小笠原直治君） 異議なしと認めます。しがたって本日はこれで延会します。明日は午後1時に再開しますのでご参集願います。本日はご苦勞様でした。

延会 午後4時54分

会議の経過を記録してその相違ないことを証するため、安平町議会委員会条例第26条第1項及び安平町議会会議規則第123条の規定を準用し、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長

副委員長

署名委員

署名委員
